





## 別紙「租税条約実施特例法に基づく届出書（異動届 法人）」作成について

### ■ 契約者（法人）の法人区分について

以下の一覧をご参照のうえ、該当の法人区分記号を「1. 法人区分」欄にひとつだけチェックしてください

法人区分記号	法人区分 (報告対象除外者・特定法人)	該当事例
A	上場法人	株式が国内外の金融商品取引所において上場されている法人
B	上場法人の関係会社	上場法人の親会社・兄弟会社・子会社・孫会社
C	政府機関等	国、地方公共団体、中央銀行、国際機関
D	外国報告金融機関等	外国法令に準拠して設立された金融機関等
E (A～Dにあたらない法人で右記いずれかの要件を満たすもの)	政府機関等が全額出資する法人	「政府機関等」が資本金、基本金等を全額出資している法人
	公共法人・公益法人	収益事業を行っていない公共法人および公益法人
	報告金融機関等	日本の法令に準拠して設立された金融機関等
	持株会社	子会社の経営管理のみを行なう持株会社
	グループ内トレジャリーセンター	関係会社に対する出資、融資等の取引を業務とする法人
	組合等	組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合等
	事業を開始していない法人	設立後2年を経過していない法人のうち、その事業を開始していない法人
	投資関連所得等が50%に満たない法人	直前事業年度末の収入合計のうち「投資関連所得」(※)が50%未満かつ、直前事業年度末の資産合計のうち「投資関連所得」(※)の基となる資産が50%未満の法人(非上場一般事業法人は、こちらに該当します) ※「投資関連所得」とは、利子所得・配当所得・不動産所得・有価証券またはデリバティブ取引の所得・保険契約等から生ずる所得等をいいます
F	上記法人区分記号A～Eのいずれにも該当しない法人	上記法人区分記号A～Eのいずれにも該当しない法人(特定法人)

### ■ 【法人区分「F」の契約者さまのみ対象】契約者（法人）の実質的支配者について

実質的支配者とは、下表の優先順位に基づいて、該当する方をいいます

そのうち、個人の方について「租税条約実施特例法に基づく届出書（異動届 法人実質的支配者）」を実質的支配者に内容をご確認のうえ、該当人数分ご記入・ご提出ください

優先順位	株式会社・有限会社等（資本多数決法人）の場合	その他の法人（一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人等）の場合
1	50%超の議決権を直接・間接的に有する個人	50%超の収益の配当または財産の配分を受ける個人
2	25%超の議決権を直接・間接的に有する個人	25%超の収益の配当または財産の配分を受ける個人または、法人の事業活動に支配的な影響を有すると認められる個人
3	出資、融資、取引等を通じて事業活動に支配的な影響を有すると認められる個人	法人を代表し、その業務を執行する個人
4	法人を代表し、その業務を執行する個人	—

